

## 入札公告（管工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官  
陸上自衛隊那覇駐屯地  
第 4 3 0 会計隊長 本間 宏隆

### 1 工事概要

- (1) 工 事 名 那覇（R 4）1 0 1 号建物排水設備補修工事
- (2) 工事場所 ・ 沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊那覇駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
  - ・ 1 0 1 号建物 4 階系統の排水管等の取替
  - ・ 1 0 1 号建物 3 階の天井ボードの張替え
- (4) 工 期 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 4 ・ 5 ・ 6 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」又は「建築一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が C 等級以上又は、「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が B ～ D 等級であること。
- (5) 平成 1 9 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「管工事」又は「建築一式工事」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注し

た工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定  
点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用  
対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除  
くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の  
発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は  
提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」とい  
う。）を当該工事に配置できること。
  - ア 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者であ  
る（原則、着工から完成まで従事している。）。則、着工から完成まで従事し  
ている。）。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省  
発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係る  
ものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事  
成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当  
するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
  - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有  
する者である。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資  
料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄  
防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施  
（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第430会計隊が発注した「管工事」又は「建築一式工事」のうち、平成29  
年度以降令和3年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合  
においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合  
においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若  
しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係  
又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を  
除く。）。
- (12) 沖縄県に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所  
が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する  
よう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

##### ア 入札及び契約に関する事項

〒901-0142 沖縄県那覇市鏡水679

陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊 契約班

担当：足達

TEL 098-857-1155（内線2344）

FAX 098-857-1167

イ 仕様書及び現場確認に関する事項

陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊 管理科 営繕班

担 当： 藤 本

TEL 098-857-1155（内線2334）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和4年11月12日から同年11月28日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

ホームページからダウンロード又は、(1)アの担当部署において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和4年12月12日 午後5時

イ 提出方法 (1)アの担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和4年12月15日 午後3時

イ 提出方法 (1)アの担当部署に持参又は郵送等する。

ウ 郵送等による場合は、それぞれの封筒に「入札書在中」「内訳明細書在中」と記載する。また、それぞれの封筒を1つにいれても可とする。送付の際は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年12月16日 午後1時30分

イ 場 所 共用会議室（1号隊舎2階）

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた

場合

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

(12) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(13) 契約書作成の要否

要。遅滞なく作成する。

(14) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(15) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていないなければならない。

(16) 詳細は、入札説明書による。